

家庭教育支援条例（案）意見について教育委員会の考え方（案）

1. 意見募集期間 平成 27 年 1 月 26 日(月)～平成 27 年 2 月 9 日(月)【15 日間】

2. 意見提出件数 市内に住所を有する個人 11 人
市内において活動を行う法人その他の団体 1 団体

3. パブリックコメントの意見と回答

受付番号 1 番 市内に住所を有する個人

番号	意見	教育委員会の考え方
1	<p>総論</p> <p>一読して、まず感じた思いは、行政が家庭にまでこのように踏み込んでよいのかという違和感です。</p> <p>保護者（なぜ「親」としないのかと言えば、親でない保護者もいるからです）が、子に対してどのような教育を施し、どのような教育の機会を与えるかについては、今まで、保護者に相当の広い裁量を与えられ、保護者と子それぞれの自己実現や人格的利益といった観点から最大限尊重されてきたと思います。そして、これからも当然なことだと考えます。もちろん、虐待に及ぶことや憲法に謳われている普通教育を与える義務に背くようなことは到底認められませんが、そうした法的限界を超えない限り、保護者が子に対する家庭での教育において、何を大事にし、どういった方針で臨むのかは、それぞれの家庭・保護者の価値観に従うべきものだと考えます。</p> <p>従って、本条例で、「親としての学び」「親になるための学び」などという「成長の支援」を行政から画一的に義務付けることは、行政による指導や強制、過干渉に他ならないと考えます。ですから、本来であれば、このような「加賀市家庭教育支援条例」は制定する必要はないと考えます。</p> <p>しかし、もしどうしても加賀市の教育状況を考え制定するのであれば、加賀市の子どもと保護者の子育てに対して支援を促進する「（仮称）加賀市子ども・子育て支援条例」といったものの創設を提案します。そして、これは、国で平成 24 年度に制定した「子ども・子育て支援法」に準じており、どうしても作るのであれば、加賀市も制定すべきだと考えます。</p>	<p>総論</p> <p>本条例案は平成 18 年の教育基本法の改正に伴い、生活するために必要な基本的生活習慣（例えば、あいさつが出来る。時間を守る。食事をとれる。身の回りの整理・整頓、清掃が出来る。）を身に付けさせることや、基本的倫理観（例えば、他人を思いやる心。善悪の判断。豊かな情操。）、自立心や自制心、社会のルールは、家庭の中での生活の中で養っていくべきであることを示したものです。</p> <p>貴殿が言われるように、保護者が子に対する家庭での教育において、何を大事にし、どういった方針で臨むかは、それぞれの家庭・保護者の価値観で決めるべきものだと認識はしております。しかし、昨今の学校、保育園の現場では、家庭で行うべき基本的生活習慣が身につけていない、挨拶が出来ない、身の回りの整理整頓ができないことは、学校や保育園のせいにする保護者が少なからず見受けられるとされています。</p> <p>そのため、家庭の中での最初の教育は保護者であることを示しました。決して行政が家庭に無責任に踏み込んではいないと考えます。</p> <p>また、行政から指導や強制、過干渉では決してなく、学びの機会を提供するものであって、強制ではありません。</p> <p>この条例案は、理念を重んじ、一昔前のような社会全体で大切な子ども達を育もうと考えたものです。</p>
2	<p>(1)名称について</p> <p>『加賀市家庭教育支援条例』を「加賀市子ども・子育て支援条例」に修正することを提案します。第一条の（目的）の条文は、国が制定した「子ども・子育て支援法」を引用しており、家庭教育でも特に「子育て」の重要性が書かれています。従</p>	<p>(1)名称について</p> <p>「家庭教育支援条例」は、教育基本法第 10 条（家庭教育）に基づいて策定しようとするものです。あくまで、教育委員会では、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた子ども達の発達を目指して、市全体で家庭の教育を支援す</p>

	<p>って、国の支援法に準じて、「加賀市子ども・子育て支援法」とするのが自然だと考えます。</p>	<p>ることを目的としています。</p>
	<p>(2)前文について ① 『親は、子どもにとって初めての先生といえる』とありますが、ひとり親や両親のいない子どももいます。条例に入らない子どもたちがいることを分かっているのに、不適切な表現であり、「親」を「父母その他の保護者」にすべきです。</p>	<p>(2)前文について 文面にある『親』の語句を『父母その他の保護者』に訂正いたします。</p>
	<p>② 『共働き世帯の増加、少子化や核家族化の進行、隣近所や地域とのつながりの希薄化等、家庭を取り巻く環境が変化する中、過保護や過干渉、放任など家庭の教育力の低下が指摘されており、育児放棄や児童虐待、いじめなどは社会問題となっている』 この文章を読むと、共働きや少子化、核家族化、つながりの希薄化が過保護や過干渉、放任を導き、結果として育児放棄や児童虐待、いじめが起きていると読み取れます。この状況認識は短絡的であり賛同できません。育児放棄や児童虐待は、共稼ぎの増加や核家族化の進行が原因というより、生活保護世帯の増加や失業率の増加といった経済的な要因との相関関係が強く、「貧困の解消」が不可欠であり、経済的支援や就労支援こそが最良の解決策だと言われています。従って、この文章の再検討を求めます。</p>	<p>共働きや少子化、核家族化、つながりの希薄化が原因で育児放棄や児童虐待、いじめ問題が起きていると読み取れることは、こちらの言葉足らずであったと思います。文面を訂正し、検討いたします。</p>
	<p>③ 「家庭教育」を「子育て」に訂正する。以後、随所に「家庭教育」とありますが、それを、「子ども」もしくは「子ども・子育て」と訂正します。</p>	<p>「家庭教育」については第2条にて定義させていただいており、原案のとおり「家庭教育」とさせていただきます。</p>
	<p>(3)第1条について 『条例は、教育基本法第10条の規定の趣旨にのっとり』とあります。 「加賀市家庭教育支援法」は、上記のように「教育基本法」に則りと言いながら、その条文の多くは、「子ども・子育て支援法」を参考に、引用しています。しかし、その「子ども・子育て支援法」は、法律にも記されているように「児童福祉法」に則り作られています。「加賀市家庭教育支援条例」は、一体どの法律に則っているのでしょうか。私は、加賀市の施策では、子どもと子育て支援を最重要課題と考えますから、「子ども・子育て支援法」に則るべきだと考えます。</p>	<p>(3)第1条について 教育委員会といたしましては、上記にもの述べさせていただきました通り、「教育基本法」の第10条に則しています。</p>
	<p>(4)第2条について 「子ども」の定義に「子ども・子育て支援法」第6条とありますが、不親切です。法律に書いてある通り「18歳未満」としっかり書くべきです。</p>	<p>(4)第2条について 子ども・子育て支援法第6条の第1項には「18歳未満」と規定されており、同法を引用する形式で定義させていただきました。</p>
	<p>(5)第3条について ① 『保護者がその子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下』とありま</p>	<p>(5)第3条について 『保護者』の部分『父母その他の保護者』に訂正し、第3条は、家庭教育の支援は、父母その他の保護者がそ</p>

	<p>すが、この文章も「子ども・子育て支援法」からの引用ですが、しかし、支援法では「保護者」ではなく、「父母その他の保護者」となっています。このように、本条例では、親、保護者、家庭を主語とする文章に一貫がありません。統一した方が良いと考えます。</p>	<p>の子どもの教育について第一義的責任を有するという基本認識の下に、・・・と修正致します。</p>
	<p>② 『保護者がその子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下』 また、この文章ですが、果たして「保護者に第一義的責任があるのでしょうか」保護者であって、父母でない場合もあります。そのような方に第一義的責任があるかと言えるのでしょうか。「第一義的責任」は言い過ぎで「責任」程度にしておくのが自然です。</p>	<p>教育基本法に基づいており、第 10 条第 1 項で『父母その他の保護者は。子の教育について第一義的責任を有するものであって』とあり、教育委員会といたしましては、あくまで、父母その他の保護者は、その子どもの教育について、まず、根本的に第一に考えていただきたいと考えております。</p>
	<p>(6)第 4 条について 『様々な家庭状況に配慮する』とは、どのような家庭状況を具体的にさすのでしょうか。読み取る側が勝手に推測し、誤解を、招くような表現は避けるべきです。ここでは、「障がいを持った子どもの家庭等」といった具体的な表現も入れるべきです。</p>	<p>(6)第 4 条について 『様々な家庭状況に配慮する』の様々なとは、障がいをもった子どもを抱える家庭や、ひとり親の家庭、保護者の経済状況、その他家庭の状況の多様性があります。あえて様々としましたが、「子ども及び保護者の状況」という文言を追加します。</p>
	<p>(7)第 5 条について ここで重要なのは「保護者の責務及び役割」ですから、あいまいな「親」という言葉ではなく「保護者」に統一すべきです。</p>	<p>(7)第 5 条について 条文見出しから「責務」を削除することとしますが、親の育ちの視点から、条文中『自らも親として成長し』という文言は現状のままとさせていただきます。</p>
	<p>(8)第 6 条、第 7 条、第 8 条について 「家庭教育」は、「子ども・子育て」に訂正します。</p>	<p>(8)第 6 条、第 7 条、第 8 条について 先にもお答えしましたとおり「家庭教育」については第 2 条にて定義させていただいており、原案のとおり「家庭教育」とさせていただきます。</p>
	<p>(9)第 9 条について 「親としての学び」「親になるための学び」ではなく、「親」を「保護者」とすべきです。</p>	<p>(9)第 9 条について 保護者が必要なことを学ぶと明記してありますので、原文のままとさせていただきます。 また、『親になるための学び』については、将来親となる世代（子ども）が、家庭の役割や子育ての意義その他の将来親になることについて必要なことを学ぶことが出来るように学習の機会を提供するものです。</p>
	<p>(10)第 10 条、第 11 条、第 12 条について 「家庭教育」を「子ども・子育て」に訂正する。</p>	<p>(10)第 10 条、第 11 条、第 12 条について 先にもお答えしましたとおり「家庭教育」については第 2 条にて定義させていただいており、原案のとおり「家庭教育」とさせていただきます。</p>
	<p>(11)第 13 条について 『家庭教育の支援に積極的に取り組む団体の活動を促進する』一見良さそうに思えますが、特定の団体だけ擁護する可能性も考えられ、公益性及び中立性を損なう恐れがありますので、削除した方が良いと考えます。</p>	<p>(11)第 13 条について ここでいう『家庭教育の支援に積極的に取り組む団体』とは、特定の団体を指すのではなく、家庭教育の支援に取り組むすべての団体を指しており、公益性及び中立性を損なうことはないと考えます。</p>
3	<p>追加した方が良いと考える条文案 ① 「子ども・子育て支援会議」の創設条文</p>	<p>追加した方が良いと考える条文案 ① 条例制定後に、「家庭教育支援推進会議」の設置を計</p>

	「親（保護者）としての学び」や「親（保護者）になるための学び」、支援施策等を論議する会議の場が必要です。	画しております。
②	「財政上の措置」の条文 例えば「市は、子ども・子育てを支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」など	② 「財政上の措置」の条文については、第4条にて家庭教育支援策の策定及び実施することを責務としており、あえて明記する必要はないと考えております。
③	「年次報告」の条文 例えば「市長は、毎年度、子ども・子育てを支援する施策をまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする」など	③ 「年次報告」の条文につきましても、教育委員会は地教行法にて、毎年、実施事業の評価、点検及び議会への報告が義務付けられており、あえて明記する必要はないと考えております。

受付番号2番 市内に住所を有する個人

番号	意見	教育委員会の考え方
1	同条例を議会に提出する前に時間をかけて、市内の学校、そして保護者の意見を広く、じっくりと聞いてほしいと思います。	<p>家庭教育支援条例の制定につきましては、市政懇談会におきまして、市内全21地区におきまして説明いたしております。</p> <p>条例案の内容につきましても、関係部局で内容の検討を行い、先進地の条例も参考（熊本・鹿児島・岐阜・静岡）に本市の現状にあったものとして検討いたしております。</p> <p>また、家庭教育の第一人者を招いての一般市民への講演会の開催や関係者の勉強会も行い、学校・保育園・PTA等の関係者からもご意見を伺っております。</p> <p>条例制定後には、家庭教育を取り巻く各種関連団体を中心に（仮）家庭教育支援推進会議を立ち上げ、具体的な支援推進方法について、広く意見を求め支援策を策定したいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>

受付番号3番 市内に住所を有する個人

番号	意見	教育委員会の考え方
1	<p>1. 制定の趣旨の内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「親は子どもにとっての初めての先生といえる」とありますが、親のいない子もいます。もし書くなら、「保護者」とすべきではないでしょうか。 ・「共働き世帯の増加、少子化や核家族化の進行、隣近所や地域とのつながりの希薄化等家庭を取り巻く環境が変化する中で、過保護や過干渉、放任など家庭の教育力の低下が指摘されており」とありますが、これは原因と結果を短絡的に結びつけているという誤解を招きかねません。私も子どものとき、共働き、兄弟1人、核家族という環境で育ちましたが、決して家庭の教育力が低下したとは思いませんでした。仮に低下しているとしても、育児放棄や児童虐待、いじめは、「家庭の教育力の低下」だけに原因を 	<p>親を「父母その他の保護者」と修正します。</p> <p>本条例案は家庭教育支援について規定したものであります。</p> <p>本条例の趣旨は、保護者の多くが子育てに不安をもっておられることや地域のつながりが希薄化している現状から、家庭教育の自主性を尊重しつつ、社会全体で家庭教育を支援するというところでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。</p> <p>また、家庭教育支援条例の策定につきましては、これまで、講演会の開催や市政懇談会等で説明をさせていただきました。条例案の作成につきましても</p>

	<p>求めるのは大雑把過ぎる問題把握と言えます。もちろん、言わんとすることはそうではないとの反論があるかもしれませんが、状況分析がわずか3行で終わった後にいきなり「家庭教育を支援するための様々な取り組みをより一層進めていくことが求められており」という記述は、家庭教育のあり方が、子どもと保護者にかかわる全ての問題が原因であるかのように受け取られかねません。更に「各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を再認識するとともに」とありますが、ほとんどの家庭は行政サイドから指摘を受けなくともわかっており日々悪戦苦闘しているのです。加賀市の家庭と教育が際立った崩壊の危機にあるとの認識があるなら何らかの特別策を講じる必要があるかもしれませんが、計画な現状分析もなしに、「家庭教育」を呼びかけても、市民や保護者は納得しないと思います。むしろ今必要なのは、子どもや子育てに対する支援であり、国も法律を制定していると思います。その法律に準じて、もし加賀市独自の支援を始めるなら、公募によって広く意見を求め決めていけばよいと思います。</p>	<p>家庭教育に関係する部局の職員で何回も勉強会を重ねており、教育関係者やPTA関係者からも意見聴取も行ってきたところでありますので併せてご理解をいただきたいと思えます。</p> <p>なお、今後、加賀市独自の支援等を策定していくこととなりますが、その折には、広く意見を求めたいと思えます。</p> <p>前文については、確かに短絡的な所もあり、ご意見を参考に表現を訂正いたします。</p> <p>条例案の作成に当たり、今までの家庭教育・子育て支援の施策や事業の洗い出しを進め、現状を分析し検討を行っております。</p> <p>本条例が制定されることで、本市のこれまでの家庭教育や子育て支援施策がしっかり位置づけられ、加えて新たな施策が実施されることで家庭教育支援がさらに強化されると考えております。</p>
2	<p>第1条から第13条までの内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条は、保護者が日々行っていることや理想を文章化するとこうなるのですが、子育て現場で苦労している身にとっては、「条例でわざわざ言われなくても・・・」という思いや反発をもつ人もいるのではないかという気がします。 ・第6条に、「学校等は、必要な基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに」とありますが、それは基本的に保護者がすることであり、学校はあくまで支援に徹するべきだと思います。 	<p>あくまでも家庭教育の自主性は尊重しつつ、市全体で家庭教育の支援の輪を広げ、子どもたちの健全な育成を願う条例です。ご理解をいただければと存じます。</p> <p>生活習慣の確立や自立心の育成また心身の調和のとれた発達などは、基本的には保護者が行うべきことではありますが、一方でこれらは家庭教育だけでは身に付けられるものではなく、学校教育も協力して達成すべき事項であり、学校等との連携も必要と考えますので、ご理解をいただければと存じます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・第6条及び第7条では、学校や地域活動団体の役割が示されていますが、両者ともこれまでもいろいろな取り組みをしてきていると思います。ここで更なる活動を求めることは、新たな負担増になり、困惑や混乱に陥らないかと危惧します。条例を制定しても、いろいろな団体に負んぶに抱っこでは、意味がないと思います。 	<p>ご指摘のとおり、今までも学校や地域では、様々な取り組みを行ってきておりますが、第6条、7条、8条は家庭教育に対する理解を広げ、家庭教育支援の取組を進める際、学校等や地域住民、地域活動団体、事業者の役割が重要であることを踏まえ、この条例の趣旨を理解し、家庭教育支援策へ協力することを定めたものであります。</p>
3	<p>最後に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の条例案には、具体的な施策が書かれておらず、予算的措置も全くわかりません。条例案とは本来そういうものと言われればそれまでなのですが、それならなお更、行政は家庭教育の理念を広めるより先に、経済的に困っている家庭に対する市独自の支援や子どものための学習室の設置、学童保育の期間延長等、具体的に爽快な子ども・子育て支援 	<p>予算措置については、第4条にて家庭教育支援策の策定及び実施することを責務としており、あえて明記する必要はないと考えております。</p> <p>なお、条例制定後は、(仮)家庭教育支援推進会議を設置し、具体的な支援施策の検討を策定、実施を行うこととしております。</p>

	の充実に力を注いでほしいと思います。	
--	--------------------	--

受付番号4番 市内に住所を有する個人

番号	意見	教育委員会の考え方
1	<p>意見</p> <p>加賀市家庭教育支援条例（案）制定に反対し 4月1日施行中止を求めます。</p> <p>その理由</p> <p>人類が誕生してから今日まで、子どもの成長にとって、家庭・地域・学校教育・行政が果たすべき役割は極めて重要であり、子どもをおもう親の気持ちもまた不変です。</p> <p>しかし、子どもを取り巻く生活環境、特に日本の貧困率はイスラエル・メキシコ・トルコ・チリ・アメリカに次いで高く、6人に1人の児童が貧困の中での生活を余儀なくされるなど悪化しています。年収200万前後の不安定な非正規雇用、結婚できない若者が増加しているなど大きく変化しています。</p>	<p>本条例案は家庭教育支援について規定したものであり、4月1日施行で、平成27年第1回定例会の議案として提出することとしております。</p>
2	<p>今回の条例（案）を考察すると、</p> <p>1. 条例を制定することで「問題の本質」を、親の家庭教育に転嫁し、諸問題を水面下、地域内に慢性化させ、教育支援の解決策を遅らせることになる。</p> <p>2. 行政の「責任と分担」が曖昧で、従来から培ってきた行政・学校教育・地域・家庭の信頼関係を破壊させ、予期しない新しい質の教育問題を発生させる要因になる。</p> <p>3. 私たちが必要としていることは、あらゆる場面での解決に「日本国憲法」「教育基本法」の精神を発揮することです。行政・学校教育・家庭内における諸課題を、教育基本法との関係で検証し、その結果を地域や家庭に提案し、協議を通して解決する姿勢が重要と思われます。</p>	<p>本条例の趣旨は、保護者に家庭教育の責任を転嫁するものではなく、保護者の多くが子育てに不安をもっておられることや地域のつながりが希薄化している現状から、家庭教育の自主性を尊重しつつ、社会全体で家庭教育を支援するというところでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。</p> <p>第4条市の責務において①家庭教育の支援を目的とした体制の整備②家庭教育支援施策の策定と実施を明記してあります。</p> <p>また、従来から培ってきた信頼関係は本条例に基づきより強固な連携、協働体制の構築を目指しますので、ご理解をいただきたいと存じます。</p> <p>本条例の基本は「教育基本法」であります。</p> <p>ご指摘の通り、行政・学校教育・家庭内における諸課題を、教育基本法との関係で検証し、その結果を地域や家庭に提案し、協議を通して解決する姿勢で推進したいと思っております。</p>

<p>4. 加賀市家庭教育支援条例（案）でなく、1994年4月、日本が世界で156番目に批准した「子どもの権利条約」を推進し、その完全実施を通して子どもの健全育成に努める事が緊急課題と思われる。</p> <p>また、条例（案）の重要性と市民コンセンサス合意を目指すのであれば、3月の市議会、4月1日施行は時期早々、即刻中止していただきたい。</p>	<p>「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約ですが、第18条第1項には、「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する」と明記されており、教育基本法第10条（家庭教育）に規定されている「父母その他保護者は、この教育について第一義的責任を有する」と同意義であります。</p> <p>先にもお答えいたしましたが、本条例の趣旨は、保護者に家庭教育の責任を転嫁するものではなく、保護者の多くが子育てに不安をもっておられることや地域のつながりが希薄化している現状から、家庭教育の自主性を尊重しつつ、社会全体で家庭教育を支援するということでもありますので、平成27年第1回定例会の議案として提出することとしております。ご理解をいただきたいと存じます。</p>
--	--

受付番号5番 市内に住所を有する個人

番号	意見	教育委員会の考え方
1	<p>意見</p> <p>加賀市家庭教育支援条例（案）制定に反対し、4月1日施行中止を求めます。</p> <p>その理由</p> <p>「家庭教育の支援は保護者がその子どもの教育について第一義的に責任を有する」は、家庭での教育のみがクローズアップされ、それを支援するのが学校地域等と意義づけられており、子ども達や親をととも狭いところに追い込む可能性がある主張だと思います。</p> <p>私が出ているハンガリーの教育実践では、子どもの周りからの気遣い配慮に、毎日出会うことができるそうです。相手が子どもに限らず、道路を渡ろうとしているお年寄りがいるとき、若い子でも「大丈夫かな」と心配しています。こういったことは、子どもの頃からの発達に合わせ、丁寧に関わってもらったことを通し、自分自身の成長過程でしっかりと感じながら育ったことに関係があるのではないのでしょうか。精神的、身体的に健康な人間を育てていくこと、言葉だけでなく、保育内容でもしっかりと具体的に確立されているそうです。親から離れ日中を過ごす幼児、ハンガリーの保育には、親以外との関わりも求め始める幼児期を受け入れる施設に多くの専門家が関わっている。</p> <p>ハンガリーの親も子育てをしながら国の経済や歴史の影響を受けている。失業・離婚・希望をもてない大人たちの存在が子どもの育てに影響を与えている。だからこそ、すべての子ども時代が幸せであるように、保育園では最善のものを提供し、</p>	<p>本条例案は家庭教育支援について規定したものであります。</p> <p>本条例の趣旨は、保護者の多くが子育てに不安をもっておられることや地域のつながりが希薄化している現状から、家庭教育の自主性を尊重しつつ、社会全体で家庭教育を支援するということでもありますので、ご理解をいただきたいと存じます。</p> <p>また、家庭教育支援条例の策定につきましては、これまで、講演会の開催や市政懇談会等で説明をさせていただきました。条例案の作成につきましても家庭教育に係る部局の職員で何回も勉強会を重ねており、教育関係者やPTA関係者からも意見聴取も行ってきたところでありますので併せてご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>なお、ご指摘いただきました、ハンガリーの教育実践内容に関するご意見や学校の統廃合に関するご意見、また、教育費、文化行政、体験教育の必要性などは、今後、家庭教育支援事業の実施時に参考にさせていただきたいと思っております。</p>

最もいい芽を伸ばして希望を持ち育てていくよう努力している。

また、今までの実践報告によれば、学校の統廃合のより地元を離れバスで通学する子どもたちは、低学年になると距離が長いほど落ち着きがなく、ソワソワしている子が多いそうです。私たちの子供時代は、みち草をしながら虫や花とお話をし、友達とからだをぶっつけあいながら通ったものです。そんな下校時間や遊ぶはずの時間もなく、家に帰ればただひたすらゲームの冷たいボタンを押す遊びに熱中し、コミュニケーションといえばメールやラインが普通になるのも当然です。子ども時代に、からだの感覚を磨き、他者とかがわることが必要であると思います。子どもは加賀市に宝です。教育費を削ってはいけません。子どもの教育に力を注ぎましょう。

子どものからだを育む文化を特に願います。総合学習「からだ」を通し、こころとからだを拓く森林活動、こころの豊かさはからだの開放に結びつく、これは森林に囲まれた環境がもたらしてくれる最大の教育効果です。生きることに関わるさまざまな行為、行動を自らのからだで体験、経験することによって変化・成長を実感できます。

日本の子どものからだは、虐待を受けていると同じ影響を及ぼしているのではないかという報告があります。虐待を受けていなくても、塾や習いごとで忙しい毎日を送っています。今の子供たちの状況は誰の目にも明白です。そればかりか、自己責任を問われ、つねに競争することが強られるうえに将来の希望さえ抱きにくい状況もあります。

以上は、子どもが育つ上において「家庭が子どもの教育について第一義的責任を有する」とする加賀市教育支援条例（案）を読み感じたことです。

子どもは、家庭・保育・学校教育・地域の人たちの教育力により、さまざまな良い影響を受け育っていくものです。家庭が中心で他は支援する思考とは違います。私は、家のローンを払いながら二人の子どもを育てている家庭と何年か接してきました。母親は夜8時まで働き帰宅することもできない状況でした。母親の帰りを待つ二人の兄弟を渡しは度々訪れていました。大変な家庭状況の中で、子育てをしているお父さんお母さんを見てみると、家庭を第一義的にすることはできません。これでは、若い人たちは、ますます自信を失い「結婚したくない」という若い人たちが増えると思います。地元の大人やお年寄りから学び、教育力の豊かな実践が子どもを育てる力になることを強く

	<p>感じています。</p> <p>また、重要な案件を、短時間に、さまざまな人たちの声を聞くことなく、4月1日施行とすることに不思議さを感じます。もっともっと現場の先生方や元教育者の経験を聞き、親の言い分にも耳を傾けて下さい。</p>	
--	---	--

受付番号6番 市内に住所を有する個人

番号	意見	教育委員会の考え方
1	<p>申し上げます。美しい日本語で綴られた、家庭教育支援条例案は、成程頷けるものではありません。</p> <p>しかし、余りにも至極当然のことで、改めて条例をつくり、予算を提示する必要があるものでしょうか。</p> <p>世の中には、さまざまの家庭があります。トマ・ピケティの唱える格差社会への警告はあっても、子供は本来自由に育ち、個性をのびし、成長するのではないのでしょうか。画一化された環境からは、未来を拓く力は芽ばえないと、危惧されます。家庭教育の先に親になるための学びこそ現代は必要です。親になる以前の人間形成の課程が大切だと考えます。</p> <p>いづれにしても、条例という公の法規が、短期間の一方的な議論で決められることに疑問をいただき反論する者です。</p>	<p>本条例の趣旨は、保護者の多くが子育てに不安をもっておられることや地域のつながりが希薄化している現状から、家庭教育の自主性を尊重しつつ、社会全体で家庭教育を支援するということとあります。また、条例化することにより、関係者すべてが改めて家庭教育を考え、また、社会全体で支援する必要性を認識する機会になることを願っており、あえて条例化したものであります。ご理解をいただきたいと存じます。</p> <p>また、家庭教育支援条例の策定につきましては、これまで、講演会の開催や市政懇談会等で説明をさせていただきました。条例案の作成につきましても家庭教育に関係する部局の職員で何回も勉強会を重ねており、教育関係者やPTA関係者からも意見聴取も行ってきたところでありますので併せてご理解をいただきたいと思っております。</p>

受付番号7番 市内に住所を有する個人

番号	意見	教育委員会の考え方
1	<p>意見記入</p> <p>家庭教育支援条例（案）に関して広報かが2月号に記載され意見募集期間があまりにも短期間です。昨年の「おでかけ市長室」が各校下で実施された時には一言も支援条例（案）について重要性の説明はなかったと思われます。市長の説明は「燃えるゴミ袋販売価格の値下げ」インフラ整備（橋などの補強整備）など丁寧な説明だったと思います。</p> <p>加賀市家庭教育支援条例（案）は、第三者委員会を立上げ市民・教育経験者・知的障害者家庭の保護者・事業者・市職員などで家庭教育支援条例を時間をかけ検討すること。</p> <p>家庭は、教育の原点であり全ての教育のスタートでもある。昨今、少子化や核家族化の増加、地域のつながりの希薄化、また、過保護、放任など家庭の教育力の低下が問題になっている。</p>	<p>意見の募集期間は、決められた日数を超えて募集いたしました。</p> <p>家庭教育支援条例の制定につきましては、ご意見のとおり10月からの市政懇談会におきまして、市長自ら市内全21地区におきまして説明いたしております。</p> <p>条例案の内容につきましては、関係部局で内容の検討を行い、先進地の条例も参考（熊本・鹿児島・岐阜・静岡）に本市の現状にあったものとして検討いたしております。</p> <p>また、家庭教育の第一人者を招いての一般市民への講演会の開催や関係者の勉強会も行い、学校・保育園・PTA等の関係者からもご意見を伺っております。</p> <p>条例制定後には、家庭教育を取り巻く各種関連団体を中心に（仮）家庭教育支援推進会議を立ち上げ、具体的な支援推進方法について協議を行いたいと考えております。</p>
2	<p>修正案 (保護者の責務及び役割)</p>	<p>修正案につきましては検討いたします。</p>

<p>第5条1項として追加</p> <p>保護者に児童の家庭教育の大切さの認識、児童の教育を家庭と学校が連携して取り組む。</p> <p>児童のいる保護者に対して家庭の大切さの意義など、行政から啓蒙活動を行う。</p>	<p>前文にも保護者等の役割について再認識を明記しております。</p> <p>啓蒙につきましては、第13条の（広報・啓蒙活動の充実）に規定しております。また、啓蒙活動につきましても、家庭教育支援策の中で実施することとしております。</p>
<p>（地域の役割）</p> <p>第7条1項に追加</p> <p>地域の歴史、伝統、文化、行事等を通じて児童の育成に努めるとともに、保護者の交流が大事である。</p>	<p>保護者の交流につきましては、家庭教育支援策の中で実施することとしております。</p>
<p>（事業の役割）</p> <p>1項に追加</p> <p>雇用する従業員に係る多様な労働条件の整備と点検とし文面に「ノー残業デーの実施」を入れること。</p>	<p>家庭教育支援策の中で、検討して参ります。</p>
<p>追伸</p> <p>加賀市家庭教育支援条例（案）については、行政、学校、地域、事業者の意見を取り入れ、第1条～第13条まで時間をかけて論議すべきです。</p>	<p>加賀市家庭教育支援条例（案）につきましては、関係する部局の職員と協議し、学校、PTA、保育園等の意見も聴収してきました。</p> <p>今後とも関係部局や関係する団体との協議は継続するとともに、（仮）家庭教育支援推進会議を立ち上げ、審議したいと思います。</p>

受付番号8番 市内に住所を有する個人

番号	意見	教育委員会の考え方
1	<p>意見公募期間が短すぎる。本気で市民の意見を聞いてみんなで考えようとする姿勢がない。もっと時間をかけて考えないと良いものはできないはずがない。</p>	<p>家庭教育支援条例の制定につきましては、これまで広く市民対象の講演会の開催や担当部局員等の勉強会を実施いたしております。また、10月より開催いたしました、市内全21地区においての市政懇談会におきましても、市長より説明をいたしております。学校や保育園、PTA等の関係者からも意見徴集を行っております。</p> <p>条例制定後は、（仮称）家庭教育支援推進会議を設置し、具体的な事業施策について協議を行い、更なる事業の推進を図りたいと考えます。</p> <p>意見の募集期間につきましては、14日間以上という決まりがあり、今回の家庭教育支援条例（案）の募集期間は15日間募集いたしました。</p>
2	<p>子どもの基本的な生活習慣、・・・等は愛情で包まれた家族との触れ合いを通じて育まると断定しているが、いささか情緒的すぎるのではないか。昨今世間を賑わせている少年事件では、世間的に恵まれた環境で育った子供が事件を起こしている。あいまいな前提で論理を進めるべきではない。</p>	<p>本条例の基本はあくまで教育基本法第10条規定の趣旨にのっとり、家庭教育における保護者等の役割の再認識や家庭を取り巻く各種団体等をはじめ、市全体で家庭教育を支援していくというものであります。</p>
3	<p>現在行われている家庭の支援の実態をきちんと把握し総括した上で提案されているのか。</p> <p>保育園・学校・民生児童委員・学童保育・各地区での見守り活動・放課後児童クラブ・スポーツ</p>	<p>これまで、市が実施している家庭教育や子育てに関係する支援策を拾い上げ、実態を把握したうえで条例の検討を行っております。今後は、各課が実施している支援策を体系化したうえでの連携、協働が必要だと考えております。</p>

	少年団等の様々な市民が頑張っている。現在の活動で何が不足しているのかを具体的に提示してもらいたい。抽象的な文言を並べても意味が無い。	また、地域活動団体が実施している支援に関しては、住民の広く周知し、社会全体で子育てをする必要があると考えます。
4	第1条は文が長すぎて、意味が明確につかめない。方法と目的が併記されている。方法と目的を区別して記述するべきだ。	第一条については、より分かりやすいよう修正いたしません。
5	「教育基本法の趣旨にのっとり」・・・市の条例なのに、いきなり基本法からとしているのがいささか大げさすぎないか。国の法律ならともかく、地方自治体の条例ならもう少し下位の法律があるはずだ。	本条例は、あくまで教育基本法の第10条を基本としております。 目的が長いことや、教育基本法がいきなり記載してあることのご指摘があったことについて、もう一度協議いたします。
6	「基本的理念」＝「保護者が子どもの教育について第1 義的責任を有する」とあるが、「基本理念」などと仰々しく定義しなくても昔も現在も社会一般に認知されている。こんな条例が無くても、「家庭教育」支援策を総合的に作成するのは、行政の義務であり、今までやってきているはずだ。教育内容は教育委員会の仕事であり、その条件整備は一般行政の仕事だ。	これまでも、家庭教育や子育てに関する支援は行っていますが、改めて条例を制定し、市が一体となって家庭教育、子育てを応援するものであります。 本条例の制定によって、本市のこれまでの家庭教育支援施策がしっかり位置づけられ、加えて新たな施策が実施されることで家庭教育支援がさらに強化されるものと考えております。
7	第5条で親の努力目標を記述しているが、保護者は行政から言われるまでもなく努力している。愛情の持ち方まで支持するというのは出過ぎた行為だ。市長並びに市会議員の面々はどれほどの子を育てられたのか見本を見せてもらいたい。	教育基本法第10条に基づき、保護者の役割を定めたものであります。
8	第6・第7条で学校の役割を書いているが、当たり前すぎて書く意味があるのか。	市が一体となって取り組むために、それぞれの役割について、定めたものであります。
9	第8条は素晴らしい。この項目だけ残して「事業者による家庭教育支援条例」としたら、効果抜群だろう。家庭教育の問題の多くは保護者の仕事環境や収入から生じている場合が多い。	それぞれの役割について、定めたものであります。
10	第9条で学習のことが言われている。今でも様々な団体による学習が行われてきた。いまさらという内容だ。	家庭教育の推進について、親としての学びや、これから親になるための学びが、重要と考えます。
11	第11・12条は大事だ。教育支援センターを充実して5人ぐらい正規雇用の専従者を置いてもらいたい。市は当然それだけの資金を投入する覚悟が出来ていると思うが。	特に第11・12条につきましては、子育て支援を行っている関係各課との連携による事業実施が有効であると考えております。
12	3については、今でも様々に行われている。起案者は実態を知っているのか疑問。	3で回答しました。
13	縷々述べてきたが、もっと深く検討し根本的に見直す必要がある。今、行政が取り組むべきは2040年に加賀市の児童生徒が半減する事実に対してどのような再編を進めるか具体的なモデル案を提案することだと考える。	児童生徒数の半減による再編も大切なことですが、家庭での子育てについても大切なことだと思っております。

番号	意見	教育委員会の考え方
1	<p>子どもを身ごもったときから、また、子どもを迎え入れたときから、保護者にとって、家庭にとって、子育ては一大事業として認識され、子どもの健やかな成長と幸せのために保護者や家庭は、その持てる力を十分発揮しようと努力します。</p> <p>試行錯誤の子育ての中で、子どもと共に保護者も人間として、親として成長していきます。</p> <p>保護者は、子どもに基本的な生活習慣、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心、自制心、社会のルールなど身につくように、日々悩みながら努力を積み重ねていきます。</p> <p>それは、周りから強制されたり、命令されたりするからではなく、子どもの健やかな成長と幸せを願う一心から取り組んでいるものです。</p> <p>家庭教育について条例で定めることにたいへん違和感を覚えます。</p> <p>子育ては、試行錯誤の連続です。うまくいかないとき保護者は、内なる目で自分を責めます。そして、世間の目を意識して、己を責めます。その上に、条例まで意識しなければならないとしたら大変です。</p> <p>このような理由から「加賀市家庭教育支援条例」は制定する必要がないと考えます。</p>	<p>本条例案は家庭教育支援について規定したものであります。</p> <p>ご指摘の通り、子育ては試行錯誤で、日々悪戦苦闘しながらの毎日だということも、十分理解できます。しかし、近年は、一昔前のような社会全体で子育てしていた頃と違い、一人で悩む親が相談したくても相談する人がいなかったりしたり、子育てを手助けしてくれる場所が見つけ出せなかったりしています。</p> <p>本条例の趣旨は、上記のように保護者の多くが子育てに不安をもっておられることや地域のつながりが希薄化している現状を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、市をはじめ、保育園、こども園、幼稚園、学校、地域住民、地域活動団体、事業者等を中心に社会全体で家庭教育を支援するというところでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。</p>

受付番号 10 番 市内に住所を有する個人

番号	意見	教育委員会の考え方
1	<p>家庭教育は日本国憲法が保障している保護者の権利義務である。その保護者は「思想・良心・宗教の自由」に基づいて子育てをすることである。そのために行政は最大限の環境整備をする義務を負う。行政は「支援」という名目で基本的な保護者の権利を、犯罪や子供の権利への重大な侵害がない限り、いささかも介入することは許されない。「支援」の理由にあげられている事象などは、経済的弱者の家庭をなくすことが第一であり、その施策こそ行政に求められている緊急にすべきことである。この条例（案）には反対である。</p>	<p>本条例は、教育基本法第10条に基づき、父母その他の保護者の役割の再認識や、行政やその他家庭教育を取り巻く各種団体等の役割について定め、市が一体となり家庭教育支援を推進し、本市の子ども達の健やかな育成を目指すものです。</p> <p>あくまでも家庭教育の自主性は尊重しつつ、市全体で家庭教育の支援を推進するという趣旨の条例です。ご理解いただければと存じます。</p>

受付番号 11 番 市内に住所を有する個人

番号	意見	教育委員会の考え方
1	<p>前文 「共働き世帯の増加」を「ひとり親家庭の増加」に修正 理由：共働きは以前から多くあり、どちらかと</p>	<p>「家庭形態の多様化」に修正いたします。</p>

	言えはひとり親家庭での問題が多いのではないか。	
2	第4条3 「及び実施しようとするときは、に続いて「保護者及び子どもの障がいの有無、保護者の経済状況など、」を追加する	「子供の及び保護者の状況並びに様々な家庭状況」に修正いたします。
3	第5条 「その子どもの教育について第一義的責任を有するものとして、」を削除 理由：基本理念を繰り返しており、不要と思われる。	保護者の役割ということでも再認識の為、あえて明記しています。

受付番号 12 番 市内において活動を行う法人その他の団体

番号	意見	教育委員会の考え方
1	<p>新日本夫人の会は、女性の要求実現と子どもの幸せ、平和と暮らしの向上を目指し、全国で活動している国連 NGO の女性団体です。</p> <p>さて、3月定例会市議会に、「加賀市家庭教育支援条例」が提出されようとしています。今回の条例提出は市町村単位では全国で初めてというもので、市民には知らされていませんし、また、なじみません。到底、市民の納得、合意を得られるものとは思いません。</p> <p>第一に、教育についての基本的な理解、捉え方の問題です。</p> <p>戦前、国民を戦争に動員する手段として教育が利用されたことへの深い反省の上に立って、戦後の教育は、スタートしました。「教育は、不当な支配に屈することなく、国民全体に対して直接責任を負って行われるべきものである」とし、教育行政は、教育の目的を達成するために必要な諸条件の整備確立を期して行われるべきであることを明らかにしました。子の教育基本法が、以前の安倍政権のもとで、「教育は法律の定めるところにより行われるべき」と、国家主義の教育へ改変されました。今回の加賀市家庭教育支援条例制定の目的の第1条に、この改変の趣旨にのっとり制定するとあり、公権力の過干渉と言うべきものであり、こうしたものは、そもそも制定するものではないと考えます。</p> <p>第二に、親が我が子にどのような教育をし、教育の機会を与えるかは、親に与えられた裁量です。それぞれの人格、自己表現といった観点から、これは、最大限尊重されるべきです。虐待や、普通教育義務の放棄など、法的限界を超えない限り、親が我が子に対して家庭で何を大事にしていくかは、それぞれの親、家庭の価値観に沿うものであり、尊重しなければなりません。このような点でも、条例による義</p>	<p>第1 本条例案は家庭教育支援について規定したものであります。</p> <p>本条例の趣旨は、保護者の多くが子育てに不安をもっておられることや地域のつながりが希薄化している現状から、家庭教育の自主性を尊重しつつ、社会全体で家庭教育を支援するということでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。</p> <p>また、家庭教育支援条例の策定につきましては、これまで、講演会の開催や市政懇談会等で説明をさせていただきました。条例案の作成につきましても、家庭教育に関係する部局の職員で何回も勉強会を重ねており、教育関係者やPTA関係者からも意見聴取も行ってきたところでありますので併せてご理解をいただきたいと思います。</p> <p>なお、今後、加賀市独自の支援等を策定していくこととなりますが、その折には、広く意見を求めたいと思います。</p> <p>第2、第3、最後に 本条例の趣旨は、保護者に家庭教育の責任を転嫁するものではなく、保護者の多くが子育てに不安をもっておられることや地域のつながりが希薄化している現状から、家庭教育の自主性を尊重しつつ、社会全体で家庭教育を支援するということでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。</p> <p>また、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条</p>

<p>務づけは、なじまないものであり、すべきではありません。</p> <p>第三に、条例は、親が子の教育について第一義的責任を有すると書いてあります。これは、公権力に言われなくても、親なら分かりきったことです。にもかかわらず、こう書かれることが、養育、教育に特別な配慮を必要とする障がいのある子どもを抱える親、家庭に負担にならないか、追い詰めることにならないか、深く杞憂するものです。それは、第4条3で「様々な家庭状況に配慮するものとする」を加えたからといって払拭できるものではありません。</p> <p>育児不安の解消や児童虐待の防止は、家庭教育のみで解決できる問題ではなく、子どもの貧困や失業率の増加といった経済的な要因との関係も高く、具体的な経済支援や就職支援、社会環境の整備こそが重要だと考えます。</p> <p>最後に、子どもの健全な成長を保障する家庭や社会の自己規律を確立するには、子どもや市民の自発的な力に依拠してこそ道が開かれます。「憲法」と「子どもの権利条約」にうたわれているように、家庭、地域、学校が共同して、対話と合意による草の根からの取り組みが重要だと考えます。</p> <p>以上の点から「加賀市家庭教育支援条例」案を議会に提出しないよう意見を述べます。</p>	<p>約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約ですが、第18条第1項には、「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する」と明記されており、教育基本法第10条（家庭教育）に規定されている「父母その他保護者は、この教育について第一義的責任を有する」と同意義であります。</p> <p>先にもお答えいたしました、本条例の趣旨は、保護者に家庭教育の責任を転嫁するものではなく、保護者の多くが子育てに不安をもっておられることや地域のつながりが希薄化している現状から、家庭教育の自主性を尊重しつつ、社会全体で家庭教育を支援するということでもありますので、平成27年第1回定例会の議案として提出することとしております。ご理解をいただきたいと存じます。</p>
--	---